

## 日本学術会議の抜本的改革を求める声明

日本学術会議第 25 期会員の任命につき、同会議が推薦した会員候補者の一部が会員に任命されなかった問題に関し、当該措置が学問の自由を侵害するものであるとの主張が一部でなされている。我々は、同会議の行政組織法上の位置付け並びにわが国における学問研究環境の現況に照らし、当該措置は正当なものであって、わが国における学問の自由の擁護に資するものとしてこれを支持するものである。

他方、日本学術会議は、同会議の平成 29 年 3 月 24 日「軍事的安全保障研究に関する声明」に見られるごとく、自由な軍事研究を抑制する政治的立場を表明し、一種の学問統制機関として機能している現状がある。同会議のかかる態度は、わが国における自由な学問研究環境の確保にとって有害と言わざるを得ない。

のみならず同会議は、わが国における自由な学問研究を抑制する姿勢をとる一方、法の支配が機能していない軍事大国たる外国の研究機関との間で提携関係を結ぶなど、わが国の学問的知見及び科学技術が外国の軍事研究に利用される途を開き、わが国及び国民の犠牲において外国の軍備を助長すると言ふべき姿勢すら示すに至っている。

わが国の行政機関たる同会議が、国民に対する背信行為とも言うべき上記のごとき姿勢をとることは、法の断じて許さないところである。そしてわが国が置かれた現下の国内外の環境にかんがみれば、かかる姿勢は、直ちに是正されなければならない。

よって我々は、国が直ちに同会議の抜本的改革に着手することを求めて、以下のとおり声明する。

### 1 内閣総理大臣の措置の正当性

日本学術会議は、わが国の科学の発展に寄与することを目的として法に基づき設立されたわが国の行政機関である。その会員は、同会議が推薦する会員候補者の中から内閣総理大臣が任命するものとされている（法 7 条 2 項、17 条）。この規定は、内閣総理大臣の任命権を同会議が推薦する候補者の範囲に制限するものであるが、その範囲において内閣総理大臣が一定の審査を行い、被推薦者の一部を任命しない措置をとることを排除したものと解されない。けだし法は、同会議会員の任命に際しては、科学者の代表としてその独立性・専門性を尊重することが要請される一方、科学者もまた万能ではない以上、独善に陥る弊を防止するため、内閣総理大臣が、行政機関の長としての総合的観点に立って被推薦者の範囲内でその任命の可否を審査することによって、政治からの独立性が要請される科学者の代表として地位と、国民の利益に奉仕すべきわが国の行政機関たる地位との調和を図る見地から、内閣総理大臣の審査権を、同会議が推薦した者の範囲に制限したものと解されるからである。

なお、かかる解釈につき、任命は形式的行為とする昭和 58 年第 98 国会の参議院文教委員会における総理大臣答弁との整合性を問題とする立場があるが、同答弁は、総理大臣の任命権が学術会議から推薦された候補者の範囲に羈束されることを述べたものであって、推薦された候補者のすべてを当然に任命する義務を負うことまで述べたものとは解されないから、かかる立場は法を正しく解しないものである。

### 2 日本学術会議の姿勢と国民の利益との乖離

日本学術会議が相当数の会員の反対を抑えて採択した平成 29 年の「軍事的安全保障研

究に関する声明」は、軍事的安全保障研究が研究者に対する政府の介入を強める懸念があるとしてこれに消極的な意見を表明するものである。しかし、そもそも行政機関たる同会議がかかる意見を表明すること自体、研究者の自由な学問研究に介入する学問統制たる性格を持つ。また、外国による侵略・攻撃を予防し、わが国の自由な学問研究体制の安全を保障することにつながる軍事的安全保障研究に対し消極的態度をとることは、わが国の自由な学問研究体制そのものを危険に曝す性格を持つ。したがって、学問の自由が保障されるべき国民の利益を擁護する立場から見て、同会議の意見は、到底これを是認することができない。

他方で日本学術会議は、法の支配が機能せず深刻な人権侵害の事例が多数報告されている軍事大国たる外国の研究機関との間で提携関係を結ぶに至っている。これはわが国の学問的知見及び科学技術が外国により軍事的に利用される途を開き、延いては外国の軍備を助長する性格を持つ行為である。一方においてわが国の自由な軍事研究を抑制しつつ、他方で外国の軍備を助長する上記のごとき行為は、わが国の行政機関として、国民の負託を裏切る背信行為と言って過言ではない。

さらに、年間 2400 億円に上る科学研究費の配分を審査する独立行政法人日本学術振興会は、法により日本学術会議と密接な連絡を図るものとされており、科学研究費の配分についても同会議の方針が反映される法的仕組みになっているが、同会議の上記姿勢に照らせば、かかる法的仕組みに対しても強い懸念を持つものである。

### 3 抜本的改革の必要性

以上のような日本学術会議の現状は、直ちに抜本的改革を必要とするものである。わが国が置かれた国内外の環境にかんがみれば、それは一刻の猶予も許されない。

まず、学問の政治からの独立性を重視するならば、同会議を行政機関として存置する意義は乏しい。同会議が学問統制機関として機能している現状にかんがみれば尚更である。また欧米自由主義諸国においては、学術団体は民間団体として組織するのが通例である。したがって、日本学術会議の行政機関としての位置付けを廃し、純然たる民間団体として組織すべきである。

次に、科学研究費の配分は、わが国の科学の発展を図るため、国及び国民の利益の観点に立って、政治的公正性も担保しつつ、審査されるべきである。したがって、日本学術振興会が日本学術会議と特別な提携関係を有する現状を改め、わが国の学問研究関係団体及び研究者の意見を広く公正に反映することのできる仕組みを構築すべきである。

### 4 提言

我々は、以上の観点から、国に対し、次のとおり提言する。

- (1) 日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を、民間学術団体として組織すること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会法第 16 条を削除し、同振興会の運営につき、日本学術会議に限らず、政治的公正性を担保しつつ、広くわが国の学問研究関係団体及び研究者の意見を反映する仕組みを構築すること。

令和 2 年 10 月 23 日

日本弁護士協会再建準備会

賛同団体

日本国史学会 不当な日本批判を正す学者の会 歴史認識問題研究会